

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律 主な改正内容(2022年施行)

- ベトナムでは、「契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関する法律(法律69/2020/QH14号)」を改正(2020年11月国会可決、2022年1月施行)し、ベトナム人労働者の費用負担等に係る規制を強化。

ベトナム人労働者の費用負担に係る主な改正

①手数料負担に係る改正

主な改正事項	改正前(旧法)	改正後(新法)
本法に適合しないサービス手数料の收受	(規定なし)	禁止
送出機関が收受する手数料の支払者	ベトナム人労働者	ベトナム人労働者※及び受入国側(実習実施者等)
上限額	契約期間12か月毎に1,200USD、最大で3,600USD	契約期間12か月毎に賃金1か月分、最大で賃金3か月分※

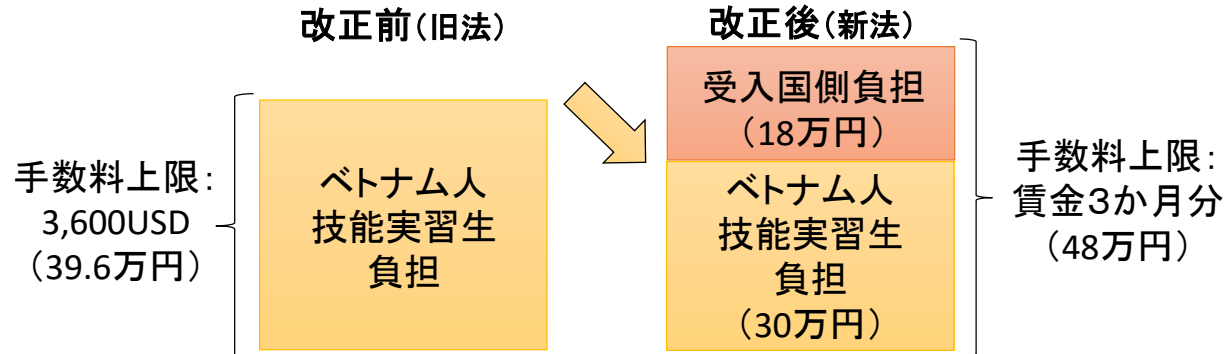
※ベトナム人労働者は、受入国側の支払い分を差引いた金額を負担すればよい。

- (手数料から差し引くことができる)

「受入国側が送出機関に支払う費用」は、通達により、「管理費として月額5,000円以上(介護職は10,000円以上)」。

※旧法では、当該費用(管理費)と、「送出機関が收受する手数料」は特に関連づけられていなかった。(金額自体は変更されていない。)

◎日本に送り出される技能実習生の例(契約期間6か月、賃金月16万円、送出管理費月額5,000円(1USD=110円計算))



②技能実習期間中の宿泊費

- 基本給/月の15%を超えてはならないとされた。

○契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律(法律69/2020/QH14号)(関係する部分のみ抜粋)

第7条 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の分野における禁止行為

1. ~ 8. (略)
9. 本法に適合しないサービス料を收受すること
10. ~ 17. (略)

第23条 サービス料

1. サービス料は、本法に従って、サービス企業が労働者受入国側と労働者から收受する収入であり、労働者提供契約の締結に至るまでの検討、市場開拓、交渉のための費用、労働者が外国で働く期間における管理を行うための費用を賄うためのものである。
2. サービス企業が労働者から收受するサービス料は、以下の原則に従わなければならない。
 - a) 労働者とサービス企業間の合意によること;
 - b) 本条第4項で規定する上限額を超えないこと;
 - c) 労働・傷病兵・社会問題省によって労働者供給契約が承認され、かつ外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約が締結された後にでなければ收受されないこと;
 - d) 労働者受入国側がサービス料を支払った場合、合意されたサービス手数料に比して不足している金額のみが労働者から收受されること。
3. (略)
4. 労働者から收受されるサービス料の上限額は、以下のよう規定される。
 - a) 契約期間12か月毎に賃金1か月分を超えない。海上輸送船で働く士官及び乗組員の場合には契約期間12か月毎に賃金1.5か月分を超えない。ベトナム人労働者を36か月以上の期間で外国に派遣する契約に合意した場合、サービス料は契約に基づく労働者の賃金の3か月分を超えてはならない;
 - b) 及び c) (略)

○契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則を規定する通達(2021年12月15日付No.: 21/2021/TT-BLDTBXH)(関係する部分の抜粋)

付録II. 日本市場における業種、職種、具体的な仕事に対する労働者提供契約の詳細内容

I 技能実習制度に基づいて実習及び就労する労働者(以下、「実習生」という。)

1	労働安全、労働衛生	使用者は労働安全、労働衛生訓練を組織する;実習生の業種、職業、仕事に適した作業用設備、労働保護具を無料にて十分に提供する;安全で衛生的な職場を確保しなければならない。
2	食事、宿泊、生活、通勤手段の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本における講習期間中、実習生は無料にて宿泊施設が提供される;最低5万円/月又は無料にて食事が提供される場合には3万円/月が支給される。 ・ 技能実習期間中、実習生は有料の宿泊施設が提供される;宿泊料金は実習生の月給より差し引かれるが、基本給/月の15%を超えてはならない。 ・ 受入国側は、通勤手段を無料にて手配するか、当該費用を実習生に支払う。
3	労働者受入国側によって支払われるサービス料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者受入国側によって支払われるサービス料金は、実習生受入国側がサービス企業に支払う管理費である。 ・ 実習生受入国側は実習生を管理するため、介護職実習生の場合1人当たり月額0,000円以上、他の職種の場合月額0,000円以上をサービス企業に支払う。 ・ 支払い方法: サービス企業の口座に振込
4	ベトナムと就労場所間の往復交通費負担責任	受入国側は、実習契約完了時に、ベトナムと日本における就労場所間の往復航空券料金を支払う。
5	法律及び社会倫理に反しない範囲内のその他の合意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入国側は、ベトナムにおける実習生に対する日本語教育及びオリエンテーション教育に係る費用(160コマ)として1人当たり15,000円以上をサービス企業に支払う。 ・ 介護職実習生の場合、受入国側はN4日本語レベルまでの日本語教育費用の全額として1人当たり10万円以上を支払う。 ・ 支払い方法: サービス企業の口座に送金